

令和元年度守谷市自治会連絡協議会第2回代議員会

○日 時 令和元年10月28日（月）
午後6時00分～午後6時37分

○開催場所 守谷市役所 中会議室

○出席者
・自治会連絡協議会代議員（代議員14名）
・市民協働推進課職員（3名）

○協議事項

協議事項（1）県自治会連合会活動について（報告） ※説明資料なし

➤ 茨城県連合会主催事業の「県知事との懇談会」は、県連合会理事会での協議の結果、当面の間、実施を見送ることに決定した。なお、「情報交換会」は、2月頃に開催を予定している。時期等が決定したら、詳細を御連絡させていただく。

※実施見送りの経緯・理由

- ① 今年度の県知事との懇談会は、これまでのスタイルを脱却しテーマに沿ったフリートーキングに近い形で実施することで、県連合会理事会において決定し、県側も了承のもと県連合会事務局が県担当者と調整を進めていた。
- ② 8月末に開催の県連合会理事会においてトークテーマを絞り込み、「未加入者問題」、「役員のなり手不足について」、「県自治会連合会に対する県のバックアップについて」等をテーマに決定した。
- ③ 決定したテーマを県側にお伝えし、開催に向けて県連合会事務局と県担当者で調整を進めていたが、県知事から、「県知事が出席して協議を行うのが難しい議題であるため、冒頭の挨拶と写真撮影のみの出席とさせてもらいたい」、「自治会未加入世帯の対応等について話をされても、知事としてなんと回答してよいか分からないので出席を見送りたい」との回答があった。

これを受け、「知事不在では、県知事との懇談会の体を成さないことから、県連合会理事会において、「当面の間、県知事との懇談会を中止する」と決定した。

《質疑・意見等要旨》

（代議員）提案したテーマが懇談会としてそぐわないから実施しないということか。懇談会用のテーマを提出すればよかつたのではないか。

（事務局）県連合会理事会で複数テーマを決定し提案したが、懇談会にふさわしくないので欠席させていただきたいという回答があった。

(代議員) あくまで「当面の間中止」なのか。

(事務局) 県連合会の決定は「当面の間中止」で、再開時期は未定という報告を受けている。県連合会事務局担当者の話では、少なくとも今年・次年度くらいは中止の予定になるのではという話であったが、正確な中止期間は決まっていない。

(代議員) 「提出したテーマ内容が懇談会にそぐわないから今年度実施しないこと」は、「当面の間中止」ということに繋がらないのでないか。テーマが悪いのであればテーマを選び直す等を検討するべきではないだろうか。地域と行政の共存が重要視されているなかでは、「当面中止」という決定には納得できない部分がある。県連合会側が「当面中止」というような考え方でいいのであれば、連合会を辞めることにもつながる。今後どのようにするか考えていく必要がある。

(事務局) 県知事と県連合会の考え方方が対立しているようにも思える節がある。前向き・建設的な話し合いをしていただくよう県連合会へ意見を伝えたい。

(代議員) 県の組織・担当課が代わったからか、以前は県の担当課が調整してくれていて、地域の課題に対し建設的な意見交換を実施していた記憶がある。このままだと連合会の意味合いも薄れてしまう気がする。

(代議員) 先日提出した「県政への要望・質問」はどうなるのか。

(事務局) 先日皆様から御提出いただいた「県政への要望・質問」は、知事との懇談会のテーマとは別に、後日、回答書にて配布されるものである。こちらについては例年どおり実施を継続するとの話を担当者からいただいている。

協議事項（2）自治会・町内会からのお困りごとについて（報告）

➤ 今年度の事業計画の一つである「区長からの町内会運営や地域活動での悩みごと相談」について、7月中旬に全区長宛てにチラシを配付したところ、2件の御相談があった。本日は相談内容を事前に配付し、次回開催時に協議・検討いただきたい。質問内容によっては明確に答えが出せないものや、市で対応するような内容もあるが、自治会連絡協議会としてアドバイス等ができるものについて協議いただきたい。

《松前台一丁目の事前説明》

➤ 松前台一丁目は集合住宅が多く加入率が低いので、管理会社と連携し、チラシを配付している。

➤ 配布物の誤配布防止や防犯防災のため、自治会員証（シール）を作成し、ポス

トや玄関に貼り付けをお願いしている。

- 高齢化のため自治会退会者が発生してきたが、災害時の助け合いのため、役員を免除する「準会員」として会に残っていただくようにした。
- 年に1回親睦会を実施し、会員同士の交流を図っている。
- 会長・班長が毎年入れ替わってしまい苦慮することがあるが、防災組織のメンバーだけは継続して実施している。
- やはり自治会員の増員には苦慮しているところである。

《質疑・意見等》

(代議員) 集合住宅はどのくらいの規模のものか。また、戸建てはどのくらいあるのか。

⇒集合住宅は大きいものでも20世帯くらいの建物で、小さいものでは4世帯ほどのものもある。戸建は160世帯近くあり、ほとんどが自治会に加入している。

(代議員) 市では転入者に、転入手続きの際に区長の情報を提供していると思うが、アパートへの転入者にも提供しているのか。戸建住居者だけか。

(事務局) 集戸建て・集合住宅関係なく、転入者に対してお住いの地域の区長情報を提供している。ただし、住民票を移さずに済んでいる方には提供できない。

(代議員) 我々の地区では、アパート居住者へは加入の勧誘はしていない。その代わり広報紙はアパートにも配付している。最近は戸建居住者でも加入を断られたり、脱会されるケースが多くなってきている。

⇒災害時のこともあり地域内に住んでいる方の名簿を作りたいと考えているが、加入者以外の名簿作成はなかなか難しい。まずは仲良くなれるような方法考えなければならないのだが、良い案がない。

(代議員) 集合住宅の方が自治会に加入してくれることは難しいと思うが、そのような努力をされているのは大変素晴らしいと思う。

協議事項（3）自治会・町内会加入促進チラシの配布について（報告）

- 現在、転入者に対し自治会・町内会への加入促進を図っているところであるが、より加入を促進させるため、茨城県宅地建物取引業協会と連携し、守谷市を住まいとして選択していただく際にチラシを配布し、加入促進を図るものである。
- なお、市長名と自治会連絡協議会長名の連名としてよろしいか、皆様の了解をいただきたい。

【採決結果】

特に異議なし。市長名と会長名の連名で、宅建業界協力のもとチラシを配布する。

【閉会】